公道での自動運転の申請に関する手引き

国土交通省 物流・自動車局
技術・環境政策課

本手引きの目的

- 本手引きは、公道での自動運転の実証実験や自動運転移動サービスの導入を行う際に必要となる各種審査手続きの流れと、地方自治体や事業者からの相談窓口をまとめています。

- 申請の流れや相談窓口の確認の際にご活用ください。

公道での自動運転の申請に向けた各手続き

国土交通省

- 公道での自動運転実証等の実施にあたり、自動運転のレベルによって必要な手続きが異なります。
- 一方で、一部手続きは共通しているため、各手続きごとに分けて説明します。

		レベル2	レベル3	レベル4	ページ
（1）各手続きについて ○：必要なもの △：該当する場合のみ必要なもの	①走行環境条件付与		○	○	p.7
	②自動車運送事業等に係る許可等	△	△	△	p.8
	③試作車・組立車の届出	△	△	△	p.9
	④並行輸入自動車の届出	△	△	△	p.10
	⑤基準緩和申請	△	△	△	p.11
	⑥道路使用許可申請	△	△	△	p.13
	⑦特定自動運行許可申請			○	p.13
	⑧自動車検査・登録申請	○	○	○	-
（2）自動運転に係る問い合わせ先					p.14

（参考）自動運転のレベル分け

国土交通省

システムが周辺監視

レベル５	**いつでも、どこでも、無人運転**		
レベル４	**一定の条件下で、自動運転** **（条件外でも、車両が安全確保）**	実現できること ・ 無人運転　など	“ドライバー・フリー” 
レベル３	**一定の条件下で、自動運転** **（条件外では、ドライバーが安全確保）**	実現できること ・ 画面の注視、 ・ 携帯電話の使用　など	“アイズ・フリー” 

※　一定の条件とは、「時速50キロ以下」、「晴天」、「高速道路上」など

運転者が周辺監視

レベル２	**縦・横方向に運転支援**	実現できること ・（運転者の監視の下） 自動で車線変更　など	“ハンズ・フリー” 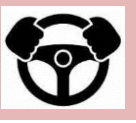
レベル１	**縦または横の一方向だけ運転支援**	実現できること ・ 自動ブレーキ ・ 自動で車間距離を維持　など	“フット・フリー” 

公道でのレベル2の自動運転に必要な手続き

国土交通省

申請者	国土交通省【道路運送車両法】	自動車技術総合機構【道路運送車両法】	警察【道路交通法】
試作車・組立車を製作する場合			
試作車・組立車の届出	→ 保安基準適合性審査及び審査結果の通知		
使用車両が並行輸入車の場合			
並行輸入自動車の届出		→ 保安基準適合性についての審査、決裁※	
道路運送車両法の保安基準の規定に適合しない場合（「特別装置自動運転車」や「遠隔型自動運転システム」など）			
基準緩和申請	→ 基準緩和審査、認定（標準処理期間1ヶ月）		
道路使用許可申請			→ 道路使用許可
自動車検査・登録申請（使用過程車の場合は次回継続検査時に更新申請）	→ 車検証の交付など※		

※軽自動車の場合は軽自動車検査協会にて実施

公道でのレベル3の自動運転に必要な手続き

国土交通省

申請者	国土交通省【道路運送車両法】	自動車技術総合機構【道路運送車両法】	警察【道路交通法】	国土交通省【道路運送法】【貨物自動車運送事業法】
レベル4の自動運転実施に向けた、地方運輸局・本省への事前相談・調整				
走行環境条件付与申請に先立ち、資料を準備（技術的課題がない場合は不要）				
自動運行装置に係る走行環境条件付与申請	＜型式指定なし＞運輸局長宛	＜型式指定あり＞国交大臣宛		
	申請された走行環境条件内における自動運行装置の保安基準適合性の確認	自動車型式指定制度に基づく自動車等の基準適合性と共に自動運行装置の保安基準適合性も確認		
	走行環境条件の付与（標準処理期間約1ヶ月）			

自動車運送事業等を実施する場合

旅客自動車運送事業/貨物自動車運送事業の計画に係る許可申請・変更届出等		旅客自動車運送事業/貨物自動車運送事業の計画に係る許可・変更認可等

試作車・組立車を製作する場合

試作車・組立車の届出	保安基準適合性審査及び審査結果の通知

使用車両が並行輸入車の場合

並行輸入自動車の届出	保安基準適合性についての審査、決裁※

道路運送車両法の保安基準の規定に適合しない場合（「特別装置自動運転車」や「遠隔型自動運転システム」など）

基準緩和申請	基準緩和審査、認定（標準処理期間1ヶ月）	
道路使用許可申請		道路使用許可
自動車検査・登録申請（使用過程車の場合、次回継続検査を待たず、検査証の記載内容の変更を申請）	車検証の交付など※	

※軽自動車の場合は軽自動車検査協会にて実施

公道でのレベル4の自動運転に必要な手続き

国土交通省

申請者	国土交通省【道路運送車両法】	自動車技術総合機構【道路運送車両法】	警察【道路交通法】	国土交通省【道路運送法】【貨物自動車運送事業法】
レベル4の自動運転実施に向けた、地方運輸局・本省への事前相談・調整				
走行環境条件付与申請に先立ち、資料を準備（技術的課題がない場合は不要）				
自動運行装置に係る走行環境条件付与申請	＜型式指定なし＞運輸局長宛	＜型式指定あり＞国交大臣宛		
	申請された走行環境条件内における自動運行装置の保安基準適合性の確認	自動車型式指定制度に基づく自動車等の基準適合性と共に自動運行装置の保安基準適合性も確認		
	走行環境条件の付与（標準処理期間約1ヶ月）			
特定自動運行の許可申請			特定自動運行の許可基準への適合性の審査	
	意見聴取への回答		自動運行装置の使用条件や性能について意見聴取	
特定自動運行主任者等の配置等			特定自動運行の許可	

自動車運送事業等を実施する場合

旅客自動車運送事業/貨物自動車運送事業の計画に係る許可申請・変更届出等 ※レベル4自動運転の場合、特定自動運行に係る道交法に基づく書類の添付が必要		旅客自動車運送事業/貨物自動車運送事業の計画に係る許可・変更認可等
特定自動運行保安員の配置等		

試作車・組立車を製作する場合

試作車・組立車の届出	保安基準適合性審査及び審査結果の通知

使用車両が並行輸入車の場合

並行輸入自動車の届出	保安基準適合性についての審査、決裁※

道路運送車両法の保安基準の規定に適合しない場合（「特別装置自動運転車」や「遠隔型自動運転システム」など）

基準緩和申請	基準緩和審査、認定（標準処理期間1ヶ月）	
道路使用許可申請		道路使用許可
自動車検査・登録申請（使用過程車の場合、次回継続検査を待たず、検査証の記載内容の変更を申請）	車検証の交付など※	

※軽自動車の場合は軽自動車検査協会にて実施

(1)①走行環境条件付与

国土交通省

- 走行環境条件付与までのフローは下記の通り大きく分けて2段階に分かれております。
- いずれも型式指定等の有無で申請先が異なります。

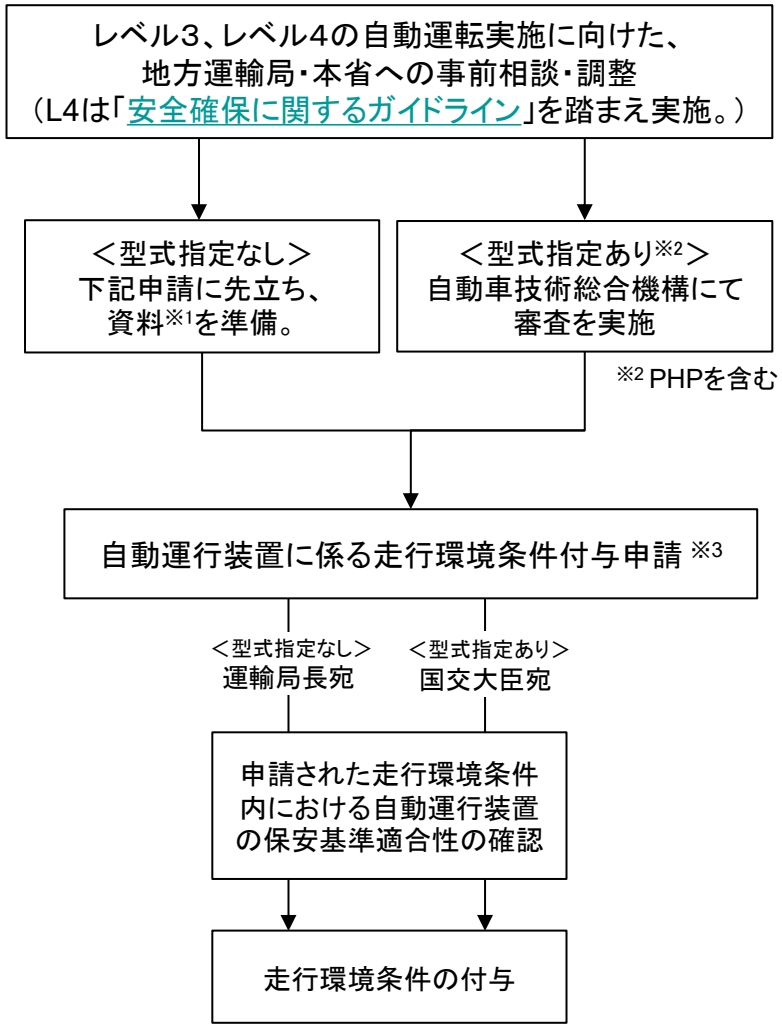

＜型式指定を行う場合（輸入自動車特別取扱を含む）＞
自動車技術総合機構交通安全環境研究所にて保安基準適合性の審査を行います。

＜型式指定を行わない場合＞
保安基準適合性の検証や走行環境条件の妥当性検証等を行うため、資料を準備していただきます。

※1 同一車両を使用し、類似した環境での実施経験のある案件など、特段の技術的課題が見込まれず、これまでの安全確保措置で十分対応可能と判断されるものについては、資料が不要な場合があります。

＜型式指定を行う場合（輸入自動車特別取扱を含む）＞
国土交通大臣に対し、走行環境条件付与の申請※3を行います。

＜型式指定を行わない場合＞
地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に対し、走行環境条件付与の申請※3を行います。

※3 申請に必要な書類の詳細等については、「「走行環境条件の付与の実施要領について(依命通達)」(令和2年3月31日付け 自技第269号) 別添 走行環境条件の付与の実施要領」をご参照ください。

(1)②自動車運送事業等に係る許可等

- 自動車運送事業(旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業)を実施する場合、または自家用有償旅客運送を実施する場合には、下記に示すような申請・登録の手続きが必要です。

● 旅客自動車運送事業の許可申請

申請者は、地方運輸局に対し、道路運送法及び同法施行規則に基づいた申請書を提出し、許可を受ける必要があります。(道路運送法第四条または第四十三条)

事業開始後も、事業計画や運行計画を変更する場合は、変更内容に応じて認可を受けたり、届出を行う必要があります。

● 自家用有償旅客運送の登録申請

申請者は、地方運輸局に対し、道路運送法及び同法施行規則に基づいた申請書を提出し、登録を受ける必要があります。(道路運送法第七十九条)

事業開始後も、運行管理の体制等を変更する場合は、変更登録を受ける必要があります。

<参考>一般乗合旅客自動車運送事業申請書様式等(中部運輸局)
自家用有償旅客運送の相談窓口(中部運輸局)

● 貨物自動車運送事業の許可申請

申請者は、地方運輸局に対し、貨物自動車運送事業法及び同法施行規則に基づいた申請書を提出し、許可を受ける必要があります。(貨物自動車運送事業法第四条または第三十五条)

事業開始後も、事業計画や運行計画を変更する場合は、変更内容に応じて認可を受けたり、届出を行う必要があります。

<参考>貨物自動車運送事業申請書様式等(近畿運輸局)

(1)③試作車・組立車の届出

- 改造自動車等の取扱いについて（自技第239号）に基づき、試作車・組立車の届出を行うことにより、保安基準の適合性の確認を行います。

● 試作車・組立車の届出

試作車や組立車の製作者等は、製作した場合又は製作しようとする場合には、試作車・組立車等届出書及び必要な資料を、検査に先立って最寄りの運輸局長に提出してください。

なお、下記の試作車②、組立車②にあっては、使用の本拠の位置を管轄する運輸局長に提出するものとし、運輸支局又は自動車検査登録事務所を経由することができます。

- **試作車**とは、当該通達で定める改造自動車以外の自動車であって自動車の製作を業とする者が研究、開発等の用に供するため製作した次のいずれかのものをいう。
  ① 年間の生産台数が少数（概ね100台以下）のもの。
  ② ①であって、当該自動車の製作者又は当該自動車の製作者から委任を受けたものが研究・開発等のために、独立行政法人自動車技術総合機構法第13条に基づく事務規定に定める改造をしたもの。

- **組立車**とは、当該通達で定める改造自動車以外の自動車であって自動車の製作を業とする者が製作した次のいずれかのものをいう。
  ① 自動車部品等を使用して組立てたもの。
  ② ①であって、当該自動車の製作者又は当該自動車の製作者から委任を受けたものが研究・開発等のために、独立行政法人自動車技術総合機構法第13条に基づく事務規定に定める改造をしたもの。

＜参考＞改造自動車等の取扱いについて（自技239号）
改造自動車等の取扱いについて（自技240号）

(1)④並行輸入自動車の届出

- 日本国内未登録の輸入自動車（型式指定自動車、多仕様自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車、型式認定自動車を除く。）の場合に次の書面（例）を揃えた上で、新規検査を受検する運輸支局または自動車検査登録事務所に併設された（独）自動車技術総合機構へ、軽自動車の場合には軽自動車検査協会へ届出が必要となります。

並行輸入自動車届出書	外観図
自動車通関証明書	原動機等に関する資料
製作年月日の判定資料	騒音規制への適合性に関する書面等
車両諸元概要表	排出ガス試験結果成績書（電気自動車の場合不要）
車台番号又はシリアル番号の様式の解説資料	技術基準等への適合性を証する書面　　等

※並行輸入自動車審査要領はこちら（自動車技術総合機構HP）

※並行輸入自動車の届出に関する問い合わせについては、自動車技術総合機構（軽自動車の場合は軽自動車検査協会）へ

・自動車技術総合機構HP
・軽自動車検査協会HP

(1)⑤基準緩和申請

国土交通省

● 基準緩和が必要な条件

①抵触する保安基準がない場合　⇒　特段の手続なしに公道実証が可能

警察庁のガイドラインに沿って公道実証実験

- 車両が道路運送車両法の保安基準に適合していること。
- 運転者となる者が実験車両の運転者席に乗車して、常に周囲の道路交通状況や車両の状態を監視し、緊急時等に必要な操作を行うこと。 等

（例）バスや乗用車を改造した自動運転実証車両





②抵触する保安基準がある場合　⇒　基準緩和等を受けて、公道実証が可能

保安基準に適合しない実験車両の例

- 遠隔で監視・操作を行う遠隔型自動運転システム搭載車
- ハンドルやブレーキ等を備えない特別装置自動車

（例）遠隔型自動運転システム搭載車



● 基準緩和申請に必要な書面

基準緩和認定申請書	運行の概要説明書
誓約書	自動運転システム等の概要説明書
保安基準等適合検討書	申請者の社名、住所、代表者の氏名が分かる資料
保安基準等適合検討結果確認証明書	並行輸入自動車届出書の写し
車両外観四面図	その他、審査の上で必要と認められる資料

※基準緩和認定要領・申請書等の様式についてはこちら（国土交通省HP）

※各書面の記載方法についてはこちら（関東運輸局資料）

(1)⑤基準緩和申請

国土交通省

● 基準緩和認定手続きの流れ

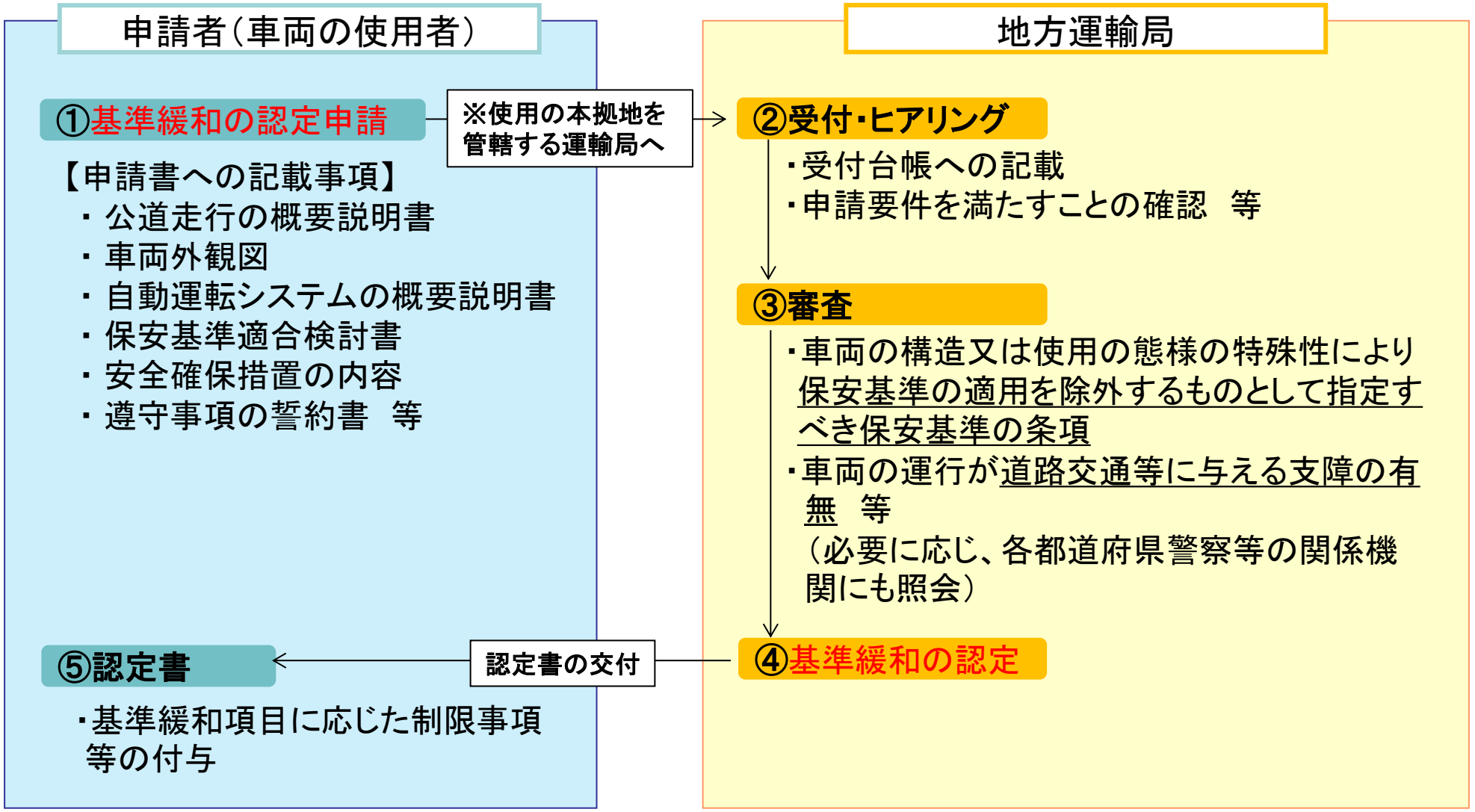

(1)⑥道路使用許可・特定自動運行許可申請

道路使用許可及び特定自動運行の許可の申請に関しては、警察庁HPをご参照ください。

道路使用許可の概要、申請手続等 | 警察庁Webサイト (npa.go.jp)

自動運転 | 警察庁Webサイト (npa.go.jp)

自動運転の公道実証実験について | 警察庁Webサイト (npa.go.jp)

(2)申請方法等に関する問い合わせ先

国土交通省

- 申請方法等に関するお問い合わせは、使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局又は沖縄総合事務局へお願いいたします。(その際、要件を明確にお伝えください。)

使用の本拠の位置となる都道府県	申請先の地方運輸局等	担当部署	住所	電話番号
北海道	北海道運輸局	自動車技術安全部 技術課	北海道札幌市大通西10丁目	011-290-2753
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	東北運輸局	自動車技術安全部 技術課	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1	022-791-7535
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	関東運輸局	自動車技術安全部 技術課	神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-7255
新潟県、富山県、石川県、長野県	北陸信越運輸局	自動車技術安全部 技術課	新潟県新潟市中央区美咲町1丁目2番1号	025-285-9155
福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県	中部運輸局	自動車技術安全部 技術課	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	052-952-8043
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	近畿運輸局	自動車技術安全部 技術課	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6452
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県	中国運輸局	自動車技術安全部 技術課	広島県広島市中区上八丁堀6番30号	082-228-9143
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国運輸局	自動車技術安全部 技術課	香川県高松市サンポート3番33号	087-802-6785
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	九州運輸局	自動車技術安全部 技術課	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-472-2539
沖縄県	沖縄総合事務局	運輸部車両安全課	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号	098-866-1837